

参考資料

1. 不正薬物の種類

不正薬物は、覚醒剤取締法に規定する覚醒剤、麻薬及び向精神薬取締法に規定する大麻・ヘロイン・コカイン・MDMA・LSD 等の麻薬及び向精神薬、あへん法に規定するあへんに分類されます。薬理作用の面からは、覚醒剤、コカイン及び MDMA が興奮作用型、大麻及び LSD が幻覚作用型、ヘロイン及びあへんが鎮静作用型として分類されています。向精神薬は中枢神経に作用して精神機能に影響を及ぼす物質（医薬品を含む）の総称であり、乱用されるおそれがあること等から規制されているものです。

不正薬物を継続使用した場合には、その種類により強弱はあるものの、次のような症状をもたらします。

耐 性	薬物を継続使用するに従い、身体が不正薬物に慣れてくるため、1 回の使用量を増加しなければ不正薬物の効果が生じないこと。
逆 耐 性	耐性とは逆に、不正薬物を継続使用するに従い、不正薬物に対する過剰反応が生じ、少量の使用であっても過敏な精神的症状を発現すること。
依 存 性	不正薬物の乱用者が、不正薬物を使用しなければ精神的又は肉体的に耐えきれない状態に陥ること。この依存性が生じた結果、不正薬物の効果が切れた際に現れる症状を禁断症状という。
フラッシュバック	不正薬物の乱用者が長期間にわたってその使用を中断した後であっても、一時的な不正薬物の再使用や酒酔い等を契機として乱用時の精神状態（幻覚や肉体的苦痛等）が発現すること。

不正薬物の乱用方法として、次の方法があります。

経口摂取	不正薬物を経口で服用し、胃や腸から吸収させる方法。
皮下注射	不正薬物の水溶液を皮下組織に注射し、毛細血管から吸収させる方法。
吸入・吸煙	不正薬物を直接鼻から吸入し、又は、不正薬物を燃焼させ、口あるいは鼻から吸煙して、肺を通じ血中に吸収させる方法。
静脈内注射	不正薬物を静脈に注射し、血中に吸収させる方法。

2. 主な不正薬物の製造方法・薬理作用等

	種類	製造方法等	薬理作用・中毒症状・禁断症状等
覚 醒 剤	メタンフェタミン アンフェタミン	<pre> graph TD A[麻黄等] --> B[エフェドリン] C[化学薬品] --> D[フェニルアセトン] B --> E[メタンフェタミン] D --> E D --> F[アンフェタミン] </pre>	強い興奮作用を有し、気分発揚・爽快感・多弁などがみられるが、多量では急性錯乱状態など急性中毒症状が現れ、効果が切れると強い脱力・疲労・不快感等に陥る。急速に耐性（同じ効果を得るために薬物を増量しなければならないこと。）を生じ、反復使用の結果、幻覚・妄想等の精神病症状の発現がみられる。なお、医療目的にはナルコレプシー（日中等に突然、短時間眠り込んでしまう症状）・各種の昏睡等の改善等の用途がある。 〔主な用法：注射、吸煙、経口〕
	大麻 ¹	大麻：大麻草（その種子及び成熟した茎を除く。）及びその製品（大麻草としての形状を有しないものを除く。）	幻覚作用を有し、気分・情動・感覚・知覚などに変化をきたす。多量では急性中毒状態をきたし、しばしば幻覚・妄想などを伴う。中毒によってひどい禁断症状はみられないが、長期連用により幻覚・妄想・意識変容等の精神病症状の発現がみられる。 〔主な用法：吸煙〕
	テトラヒドロカンナビノール	大麻草からの抽出の他、化学薬品からも合成可能	大麻に含まれる主な有害成分。薬理作用等については上記参照。 〔主な用法：吸煙、経口〕
麻 薬 類	あへん モルヒネ ヘロイン	<pre> graph TD A[けし] --> B[あへん] B --> C[モルヒネ] C --> D[ヘロイン] </pre>	あへん・モルヒネ・ヘロインについては、作用の強弱等に違いはあっても、本質的な作用はあへんの主成分であるモルヒネの作用と異なるものではない。（ヘロインはモルヒネを化学的にアセチル化したものであり、即効性で作用も強い。） これらは抑制作用を有し、少量では鎮痛効果を現し、過量では急性中毒状態（呼吸抑制・昏睡等）をきたす。精神的には苦痛感が薄らぎ、心配や不安が消え陶酔感が生じる。反復使用により、身体的依存や耐性を生じるため、中断によって激しい禁断症状の発現がみられる。 なお、医療目的には癌等における疼痛緩和等の用途がある。 〔主な用法：あへん－吸煙、モルヒネ・ヘロイン－注射〕

¹ 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律が、令和6年12月12日に施行され、大麻は麻薬類として規制されることとなった。

麻 薬 類	コカイン	コカ葉から抽出し、精製を行ったもの コカ葉 → コカペースト → コカイン	覚醒剤と類似の興奮作用を有し、効果が切れると落ち込んだ状態になる。反復使用の結果、幻覚・妄想等の精神病症状の発現がみられる。なお、覚醒剤と異なるのは、手足・局部を麻痺させる作用があることであり、医療目的には、局所麻酔の用途がある。 〔主な用法：鼻からの吸引〕
	MDMA (通称：エクスタシー) MDA (通称：ラブドラッグ)	覚醒剤と似た化学構造を有し、化学薬品から合成される MDMA：化学名「N・α-ジメチル-三・四-（メチレンジオキシ）フェネチルアミン」の別名 MDA：化学名「α-メチル-三・四-（メチレンジオキシ）フェネチルアミン」の別名	MDMAとMDAの薬理作用は類似しており、これらは覚醒剤と類似の興奮作用を有し、視覚、聴覚を変化させる作用がある。情動面では陽気になる反面、不安や不眠に陥る場合もある。また、乱用により肝腎障害や記憶障害をおこし錯乱状態に陥ることがある。 〔主な用法：経口〕
	LSD	ライ麦に寄生する 麦角菌 → 麦角アルカロイド ↓ リゼルギン酸 → LSD LSD：化学名「リゼルギン酸ジエチルアミド」の別名。	強い幻覚作用を有し、主として知覚、ことに視覚領域を主とする多彩な幻覚をきたす。情動面では、陶酔感や陽気な気分から逆に不安な抑うつをきたすことがある。乱用により脳障害をおこし、精神病症状が残ったり、自殺傾向を生じる場合がある。 〔主な用法：舌の上に置き、舐める〕
向 精 神 薬	マジックマッシュルーム (サイロシン又はサイロシピンを含有するきのこ)	〔国内種で含有が判明しているもの〕 ヒカゲシビレタケ、ミナミシビレタケ、アイセンボンタケ、ヤブシビレタケ、オオシビレタケ、アイゾメシバフタケ、シビレタケ、アイゾメヒカゲタケ、ワライタケ、ヒカゲタケ、センボンサイギョウガサ 〔海外種で含有が判明しているもの〕 Psilocybe subcubensis Guzman、Psilocybe tampanensis Guzman et Pollock	LSDと類似の幻覚作用を有し、精神依存性を有する。人に奇妙な気分・陶酔・思考困難・不安・幻視を含む幻覚・身体感覚変化・時間感覚変化等の精神変容作用を発現し、身体的には散瞳・体温上昇・脈拍過多・呼吸量上昇等をもたらす。乱用ないし中毒により、情動面の変化が激しくなり、凶暴化・攻撃行動・殺人・自殺を試みることがある。また、精神分裂病様作用が見られる。 〔主な用法：経口〕
	メチルフェニデート ピブロドロール ペモリン	興奮作用を有し、ナルコプレシー等への医療用途がある。	向精神薬は医療上広く使用されているが、医師等の監督のもとを離れて長期に濫用すると、やがて自ら使用を止めることが困難な状態となる。このような状態になると、怒りやすくなる・感情が不安定になる等の症状がみられ、中断により幻覚・妄想等が発現する。 なお、向精神薬は各種の医療目的に用いられており、左のようなものがある。 〔主な用法：経口〕
	ブプレノルフィン ペンタゾシン レフェタミン	鎮痛作用を有し、術後や各種癌における疼痛緩和等の医療用途がある。	
	トリアゾラム ニトラゼパム等	催眠鎮静作用を有し、不眠症・麻酔前投薬等の医療用途がある。	
	ジアゼパム アルプラゾラム等	精神安定作用を有し、神経症等における不安・緊張等の緩和の医療用途がある。	
	フェノバルビタール等	抗てんかん作用を有し、てんかんの痙攣発作等への医療用途がある。	

3. 銃砲の種類

銃砲の種類は、銃砲刀剣類所持等取締法に規定する拳銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）等に分類され、拳銃については、その形式上から、回転弾倉式（固定弾倉式、元折式、固定式）、自動装てん式等に分類されます。

銃砲は、以下の種類に分類されます。

拳銃	肩付けをせず、片手で保持して照準、発射できる形態を有し、人の殺傷に適するように製造されたもの。
小銃	1人で携帯して両手で保持し、肩付けをして照準、発射できる形態のもので、銃腔に腔旋（ライフル）が切っており、主として歩兵の戦闘に適するように製造されたもの。通常、着剣装置、遠距離射撃用の照尺、頑丈な銃床を有する。
機関銃	引き金を引いている間は、自動的に連続して弾丸を発射し得る機能を有し、短時間に多数の弾丸を発射し、戦闘に適するように製造されたもので、口径が20mm未満のもの。
砲	口径が20mm以上のもので、武器等製造法上、口径により、小口径砲（20mm以上40mm以下）、中口径砲（40mmを超え90mm未満）、大口径砲（90mm以上）、迫撃砲に区分され、使用目的により、高射砲、対戦車砲等に区分される。
猟銃	狩猟及び標的射撃に適するように製造された散弾銃、ライフル銃をいい、製造上の意図、銃の機能、その他の事情により小銃と区分される。
その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲	拳銃、小銃、機関銃、砲、猟銃には該当しないが、人畜を殺傷するに足る威力を持って、金属性弾丸を発射し得る機能を有する装薬銃砲すべてを含む。
空気銃	スプリング式空気銃、ポンプ式空気銃、圧縮ガス銃等、圧縮空気又は圧縮炭酸ガス等の膨張力により金属性弾丸を発射させるもの。
電磁石銃	電磁石の磁力により金属性弾丸を発射する機能を有する銃のうち、内閣府令で定めるところにより測定した金属性弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるもの。（なお、内閣府令の具体的な内容は今後定められる予定。）

銃砲の要件は、次のとおりです。

① 金属性弾丸を発射する機能を有すること。

- ・「金属性弾丸」とは、金属的性格を有するものであればよい。非金属性の物質であっても、金属と同程度の硬度、重量、衝撃力を有するものであれば足りる。
- ・「発射する機能を有する」とは、現状のままで金属性弾丸を発射することができるものはもちろん、「故障のため一時銃砲としての機能に障害があっても、通常の手入れ又は修理を施せば、その機能を回復することができるもの」あるいは「その目的をもって製造されたものでなくとも、小許の加工又は改造により金属性弾丸を発射できるようになるもの」を包含する。
- ・装薬又は圧縮空気（圧縮ガス）を用いるものであること。

② 人畜を殺傷することができる能力を有すること。

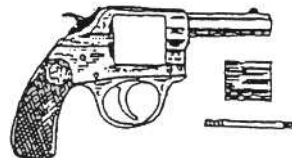
4. 拳銃の形式上の種類

(1) 回転弾倉式 (リボルバー)

銃身後方の枠型銃床に取付けた円筒型弾倉が撃鉄を起こすたびに弾倉回転子の作用で1コマずつ回転して弾倉の薬室を1つずつ順に銃身と一致して装てん実包を発射する構造で、機構上の特徴から3つに分けられる。

① 固定弾倉式 (ソリッド・フレーム)

固定枠型銃床に固定棒で弾倉を取付けた型式のもの。(初期の銃に多く見られる。現在では安物銃に採用されている。)

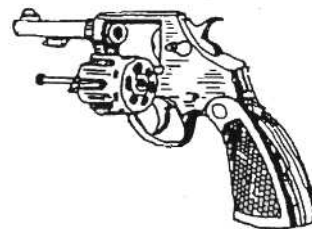


② 元折式 (ヒンジ・フレーム)



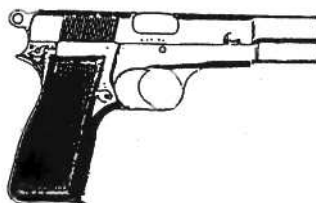
③ 固定式 (スイング・アウト・シリンダー)

固定枠型銃床から弾倉がクレーン式の構造で左側へ振り出すことができるもの。(固定式拳銃の大部分がこの型式である。)



(2) 自動式 (オートマチック)

機関銃のように連続発射される構造の完全自動式でなく、弾倉内の実包が引金を引く都度発射され、そのとき発生するガス圧の反動を利用して遊底 (銃身) を後退させて排きようし、同時に次弾を装てんするという一連の動作を行う拳銃のことで「自動装てん銃」又は「半自動式」ともいわれる。



5. 世界における密輸動向等

(1) 2024 年の不正薬物の密輸動向

「Illicit Trade Report 2024」(World Customs Organization:WCO、2026 年 2 月発行)における我が国を取り巻く不正薬物の密輸動向(概況)は次のとおり。

- ・ 2024 年の世界全体の不正薬物密輸事犯の摘発件数は、133 カ国から 52,630 件が報告され、前年比 3.5%増となった。摘発件数の内訳は、大麻 48%、覚醒剤(メタンフェタミン)を含む合成麻薬等 27.5%、コカイン 13%であり、上位 3 薬種(大麻、合成麻薬等及びコカイン)が全体の約 9 割を占める。
- ・ 2024 年の世界全体の不正薬物密輸事犯の摘発数量は、1,257.8 トンと前年より 7%増加した。上位 3 薬種は大麻 570 トン(全摘発数量の 45.3%)、合成麻薬等 250.4 トン(同 19.9%)、コカイン 218.9 トン(同 17.4%)であり、大麻は前年比 76%増、合成麻薬等は同 60%増、他方コカインは同 57%減であった。
- ・ 地域別に摘発数量をみると、西欧、アジア・太平洋諸国及びカリブ海地域が上位 3 地域であった。西欧では大麻及びコカインが摘発数量の大半を占め、アジア・太平洋地域では合成麻薬等、カリブ海地域では大麻が最も多かった。

(2) 我が国における主要薬物の世界における動向

① 覚醒剤等

- ・ 2024 年の覚醒剤(メタンフェタミン)を含む合成麻薬等密輸事犯の摘発件数は 14,571 件で、前年からほぼ横ばい(1%増)であり、摘発数量は 250.4 トンであった。
- ・ 合成麻薬等の摘発件数のうち、覚醒剤は全体の 23%を占め、最も多かった。
- ・ 合成麻薬等の摘発数量を薬種別にみると、キャプタゴンが最多で 41%、次いでアンフェタミン 26%、覚醒剤 12%の順となった。アンフェタミンは前年比 179%と大幅に増加した一方、キャプタゴンは前年比 60%減、覚醒剤は同 28%減であった。
- ・ 合成麻薬等の摘発数量が最も多い国はサウジアラビアで全体の 61%を占め、前年比 23%増、次いで、バングラデシュ及びヨルダンで同 20%を占めた。特にヨルダンでは前年比 441%と顕著な増加がみられた。他方、米国は摘発件数が最も多かったものの、摘発数量は前年比 57%減少した。
- ・ 合成麻薬等の密輸ルートの子な仕出地として、米国及びインドが利用されており、両国を仕出とする事案は合成麻薬等の全摘発件数の 18%を占めた。米国仕出の事案については、米国からオーストリア、ニュージーランド、韓国、アルメニアへ至るルートが確認されている。また、インド仕出の事案では、インドからオマーン、米国、アラブ首長国連邦へ至るルートが確認されている。米国及びインドに次いで、メキシコ、オランダ、ドイツ等が合成麻薬等の仕出地として頻繁に使われている。

② 大麻

- ・ 大麻は、世界中で最も乱用されている不正薬物の一つであるが、2024 年の密輸事犯での摘発件数は 25,107 件で前年比 38%増加し、摘発数量は 570 トンであった。
- ・ 2024 年の大麻の摘発数量が最も多い国はメキシコで全体の 28%を占め、前年比 12,348%と急増した。次いで米国、スペイン及びブラジルであった。増加率をみると、イタリアでは前年比 249%と著しい増加がみられたほか、デンマーク、オランダ、日本及びスイスにおいても、摘発件数及び摘発数量がともに同 100%超の増加となった。
- ・ 主な密輸ルートとして、大麻の仕出地、仕向地又は経由地として米国が最も多く利用された。米国仕出の事案が全摘発件数の 35%を占め、主要な仕向地は英国であった。この他、スペイン（全摘発件数の 5%）及びタイ（同 5%）並びにカナダ（同 3.5%）も主要な仕出国であり、仕向地は主に欧州であった。全体として、北米から欧州向けの確立された供給ルートが確認されたが、メキシコ及びブラジル仕向の密輸ルートも散見された。

③ コカイン

- ・ 近年、コカインの乱用が世界的に拡大しているが、2024 年の密輸事犯での摘発数量は 218.9 トンで前年比 57%と大幅に減少した。この減少は液状コカインを除くすべてのコカイン種別で確認された一方、液状コカインについては前年比 2,219%と著しい増加がみられた。
- ・ 2024 年のコカインの摘発数量が最も多い国はスペインで全体の 23%を占めた。次いで、ベルギー、米国及びオランダであった。依然として、ベルギー、スペイン及びオランダがコカインの欧州への主要な玄関口であることを示している。この他、アラブ首長国連邦は摘発件数が少ないものの、摘発数量は 5 番目に多かった。
- ・ 主な密輸ルートは、仕出国としてペルー、スリナム及びブラジル等の南米が中心であった。米国は主要な仕出地であるとともに主要な仕向地でもあり、全体の 30%を占めた。
- ・ 欧州向けでは、オランダへ至るルートが最大で、全摘発件数の 20%を占め、次いで英国（同 5%）、スペイン（同 4%）、イタリア（同 2.4%）、ベルギー（同 2.3%）及びドイツ（同 2.1%）へ至るルートが多かった。

6. 社会悪物品の摘発実績

年		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	前年比
種類	件	95	301	297	140	126	90%
	kg	1,014	665	2,246	1,803	840	47%
大 麻	件	199	138	135	381	316	83%
	kg	153	473	171	444	1,531	345%
	件	94	57	76	236	81	34%
	kg	22	315	88	270	1,213	450%
	件	R6. 12. 12摘発分から 計上開始			4	235	(注4)
	kg				2	318	(注4)
(参考) 大麻樹脂等	件	105	81	59	141	R6. 12. 11を以って 計上終了	
	kg	132	157	83	172		
あへん	件	1	-	-	2	1	50%
	kg	4	-	-	0	2	400%
麻薬	件	233	237	240	321	311	97%
	kg	61	188	312	537	798	149%
	千錠	133	82	49	108	61	57%
	件	-	-	-	2	-	全減
	kg	-	-	-	0	-	全減
	件	34	28	71	54	85	157%
	kg	14	49	123	270	238	88%
	件	81	98	61	90	64	71%
	kg	30	94	117	184	202	109%
	千錠	130	81	48	108	61	57%
	件	118	111	108	175	162	93%
	kg	16	46	71	83	359	434%
向精神薬	千錠	3	0	0	0	-	全減
	件	6	16	10	4	7	175%
	kg	0	0	0	0	0	64.2倍
指定薬物	千錠	1	2	1	1	0	31%
	件	302	354	143	164	239	146%
	kg	19	19	13	11	41	383%
合計	件	836	1,046	825	1,012	1,000	99%
	kg	1,251	1,346	2,741	2,794	3,211	115%
	千錠	134	84	49	108	62	57%
(参考) 使用回数	万回	3,577	2,608	8,003	7,146	3,841	54%
銃砲	件	1	6	1	27	34	126%
	丁	1	7	1	28	37	132%
うち拳銃	件	1	6	1	27	34	126%
	丁	1	7	1	28	37	132%
拳銃部品	件	1	2	1	1	-	全減
	点	1	4	1	1	-	全減

(注) 1. 令和7年は速報値である（以下、資料7～9-3についても同じ）。

2. 数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す（以下、資料7～9-3についても同じ）。

3. 端数処理のため数値が合わないことがある（以下、資料8-1～9-3についても同じ）。

4. 「T H C類製品」は、令和6年12月12日に施行された麻薬及び向精神薬取締法で規制されているT H C類を含有する液体・菓子類をいう。同施行日前は大麻取締法で規制されていた大麻樹脂、大麻リキッド、大麻菓子等の大麻製品を「大麻樹脂等」で計上していた。上記理由により、対象期間が異なるためT H C類製品については前年比を示すことはできない。

5. ①MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。

②その他麻薬は、麻薬及び向精神薬取締法における麻薬のうち、大麻、ヘロイン、コカイン、MDMA等以外の薬種（ケタミン、LSD等）の合計を示す。

6. MDMA等、その他麻薬及び向精神薬については、錠剤型のもとのその他のものを、それぞれ錠数ベースと重量ベースで別々に計上。覚醒剤も錠剤型のもとは存在するが、事案が僅少であるため、重量換算し合計して重量ベースとして計上。

7. (参考)使用回数は、以下の不正薬物について、乱用者の通常の1回分使用量を基に換算し、合計したものである。

(覚醒剤：0.03g、大麻草：0.5g、大麻樹脂：0.1g、あへん：0.3g、ヘロイン：0.01g、コカイン：0.03g、MDMA等及び向精神薬：1錠)

7. 不正薬物の密輸形態別摘発件数

(件)

形態別	年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	前年比	構成比
航空機旅客による密輸		24	93	271	287	370	129%	37%
国際郵便物を利用した密輸		689	728	385	550	428	78%	43%
商業貨物を利用した密輸		123	222	165	161	191	119%	19%
航空貨物		108	205	156	152	183	120%	18%
海上貨物		15	17	9	9	8	89%	1%
船員等による密輸		－	3	4	14	11	79%	1%
合　計		836	1,046	825	1,012	1,000	99%	100%

(注) 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客等を含む。また、商業貨物には、別送品を含む（以下、資料8-1及び9-1についても同じ）。

8－1. 覚醒剤の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

形態別	年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	前年比	構成比
航空機旅客による密輸		5 35	43 108	89 420	60 345	73 664	122% 193%	58% 79%
国際郵便物を利用した密輸		33 62	128 154	102 140	32 52	20 18	63% 34%	16% 2%
商業貨物を利用した密輸		57 917	130 402	105 1,686	45 1,406	33 158	73% 11%	26% 19%
航空貨物		50 266	127 375	99 737	40 401	32 153	80% 38%	25% 18%
海上貨物		7 650	3 28	6 949	5 1,005	1 5	20% 0%	1% 1%
船員等による密輸		－ －	－ －	1 0	3 0	－ －	全減 全減	－ －
合　計		95 1,014	301 665	297 2,246	140 1,803	126 840	90% 47%	100% 100%

8-2. 覚醒剤の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	前年比	合計
アジア		30	101	76	47	46	98%	300
		588	154	149	187	230	123%	1,308
	マレーシア	11	17	14	14	17	121%	73
	タイ	69	52	44	49	137	276%	351
		7	22	31	13	19	146%	92
		13	45	49	46	66	145%	220
	ベトナム	4	19	10	11	4	36%	48
		4	5	16	82	15	19%	122
	中国（香港・マカオを含む）	3	6	3	2	1	50%	15
		445	10	4	3	0	0%	462
	中国	1	3	1	1	-	全減	6
		15	6	0	0	-	全減	21
	香港	2	3	2	1	1	100%	9
		430	4	4	3	0	0%	441
	マカオ	-	-	-	-	-	-	-
	フィリピン	2	6	2	2	-	全減	12
		0	4	3	0	-	全減	8
中東	ラオス	1	8	3	-	1	全増	13
		3	18	5	-	0	全増	26
	パキスタン	1	6	5	-	-	-	12
		49	2	9	-	-	-	59
	韓国	1	11	2	-	1	全増	15
		5	2	5	-	0	全増	12
	台湾	-	-	1	1	-	全減	2
		-	-	0	0	-	全減	0
	カンボジア	-	-	-	1	3	300%	4
		-	-	-	6	12	200%	18
インド		-	6	3	1	-	全減	10
		-	16	8	1	-	全減	25
中東		6	28	29	3	4	133%	70
		64	132	884	8	3	40%	1,092
	トルコ	3	6	7	1	-	全減	17
		16	16	110	2	-	全減	144
	アラブ首長国連邦	2	10	9	2	2	100%	25
イラン		45	94	744	6	2	34%	892
		1	2	2	-	1	全増	6
		3	0	21	-	1	全増	25
		8	33	18	-	3	全増	62
アフリカ		34	74	106	-	13	全増	228
	南アフリカ	6	13	6	-	3	全増	28
		18	43	89	-	13	全増	164
	ガーナ	1	-	3	-	-	-	4
		10	-	1	-	-	-	11
	ナイジェリア	1	4	-	-	-	-	5
		6	3	-	-	-	-	9
	ケニア	-	3	4	-	-	-	7
		-	2	6	-	-	-	8
		24	40	29	15	19	127%	127
欧州		35	96	52	44	51	117%	277
	イギリス	9	16	7	2	8	400%	42
		13	35	4	3	3	92%	58
	オランダ	5	3	3	4	-	全減	15
		0	0	1	15	-	全減	16
	フランス	4	4	7	3	1	33%	19
		6	7	22	11	3	26%	49
	ドイツ	2	5	1	1	3	300%	12
		10	25	1	0	2	361倍	38
	ベルギー	2	5	5	1	2	200%	15
		1	16	5	2	13	675%	37
	イタリア	-	-	1	1	-	全減	2
		-	-	3	8	-	全減	11
アイルランド		1	-	-	-	-	-	1
		4	-	-	-	-	-	4
		-	-	2	-	5	全増	7
	スペイン	-	-	12	-	30	全増	43
北米		19	83	112	56	43	77%	313
		83	177	714	585	488	83%	2,047
	米国	14	58	75	33	27	82%	207
		75	102	398	390	336	86%	1,300
	カナダ	5	25	37	23	16	70%	106
中南米		8	76	316	195	152	78%	747
		8	16	32	18	11	61%	85
	メキシコ	8	13	29	17	11	65%	78
		209	31	339	789	54	7%	1,423
グアテマラ		-	-	2	1	-	全減	3
		-	-	2	190	-	全減	192
オセアニア		-	-	-	-	-	-	-
不明		-	-	1	1	-	全減	2
		-	-	0	0	-	全減	0
合 計		95	301	297	140	126	90%	959
		1,014	665	2,246	1,803	840	47%	6,567

(注) 仕出地の内訳は、主だった国、地域を記載している（以下、資料9-2及び9-3についても同じ）。

9－1．大麻の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

形態別	年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	前年比	構成比
航空機旅客による密輸		6 10	25 3	67 111	90 89	114 353	127% 398%	36% 23%
国際郵便物を利用した密輸		159 80	76 68	48 40	213 252	135 94	63% 37%	43% 6%
商業貨物を利用した密輸		34 63	37 401	20 20	71 103	62 1,084	87% 11倍	20% 71%
航空貨物		27 63	32 101	20 20	67 102	59 37	88% 37%	19% 2%
海上貨物		7 0	5 301	－ －	4 1	3 1,047	75% 887倍	1% 68%
船員等による密輸		－ －	－ －	－ －	7 0	5 0	71% 16%	2% 0%
合　計		199 153	138 473	135 171	381 444	316 1,531	83% 345%	100% 100%

9－2．大麻草の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	前年比	合計
アジア		7 7	17 7	33 2	187 260	61 1,179	33% 454%	305 1,454
タイ		1 0	6 0	22 1	154 192	38 86	25% 45%	221 280
ベトナム		6 7	9 7	4 0	21 50	12 1,088	57% 22倍	52 1,152
中東		－ －	1 0	－ －	－ －	－ －	－ －	1 0
アフリカ		3 2	－ －	－ －	1 0	－ －	全減 全減	4 2
欧州		30 1	14 1	14 1	17 1	4 0	24% 6%	79 3
北米		52 12	23 307	27 85	25 10	14 34	56% 355%	141 448
米国		48 11	17 4	19 21	22 9	12 34	55% 393%	118 78
カナダ		4 1	6 303	8 65	3 1	2 0	67% 1%	23 370
中南米		－ －	1 0	－ －	－ －	－ －	－ －	1 0
オセアニア		2 0	－ －	－ －	1 0	1 0	100% 20倍	4 0
不明		－ －	1 0	2 0	5 0	1 0	20% 17%	9 0
合　計		94 22	57 315	76 88	236 270	81 1,213	34% 450%	544 1,907

9-3. 大麻樹脂等又はTHC類製品の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	前年比	合計
アジア		3 0	12 39	22 36	61 111	79 182	130% 165%	177 368
タイ		1 0	3 0	6 0	31 36	47 137	152% 384%	88 172
ベトナム		1 0	8 34	9 34	17 69	13 39	76% 56%	48 175
中東		- -	- -	- -	- -	1 0	全増 全増	1 0
アフリカ		- -	- -	1 0	- -	- -	- -	1 0
欧州		10 1	3 1	2 0	7 7	14 1	200% 10%	36 9
北米		89 131	65 118	30 47	72 56	132 134	183% 241%	388 486
米国		86 125	56 96	26 43	69 46	125 129	181% 283%	362 438
カナダ		3 6	9 22	4 4	3 10	7 6	233% 55%	26 48
中南米		- -	- -	- -	1 0	- -	全減 全減	1 0
オセアニア		2 0	- -	- -	1 0	3 0	300% 13倍	6 0
不明		1 0	1 0	4 0	3 0	6 0	200% 782%	15 0
合 計		105 132	81 157	59 83	145 174	235 318	162% 183%	625 864

(注) 令和6年12月11日以前は大麻樹脂等の摘発件数を計上し、同月12日以降はTHC類製品の摘発件数を計上している（詳細については、資料6の注記4を参照）。

10. 関税法(注)違反事件の犯則態様別処分件数

【告発】

(件)

犯則態様	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	前年比	構成比
禁制品輸出入事犯	278	272	383	357	457	128%	94%
関税脱税事犯	1	-	1	-	2	全増	0%
無許可輸出入事犯	4	4	11	20	16	80%	3%
虚偽申告輸出入事犯	5	1	5	5	12	240%	2%
その他	-	-	-	-	1	全増	0%
合 計	288	277	400	382	488	128%	100%

【通告処分】

(件)

犯則態様	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	前年比	構成比
禁制品輸出入事犯	84	163	102	108	135	125%	25%
関税脱税事犯	19	21	37	58	107	184%	20%
無許可輸出入事犯	56	103	192	232	277	119%	52%
虚偽申告輸出入事犯	6	1	10	11	12	109%	2%
その他	-	5	6	-	2	全増	0%
合 計	165	293	347	409	533	130%	100%

(注) 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律」を含む。

11. 各知的財産権の概要

	保護客体	権利の発生及び期間	税関の主な差止事例
特 許 法 (特 許 権)	・発明（自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの） （1条、2条）	・設定の登録により発生（66条） ・特許出願の日から原則として20年（67条）	・インクカートリッジ（セイコーエプソン） ・トナーカートリッジ（リコー） ・スマートフォン等のグリップ・スタンド（ポップソケットリミテッドライアビリティカンパニー）
実 用 新 案 法 (実 用 新 案 権)	・物品の形状、構造又は組合せに係る考案（自然法則を利用した技術的思想の創作）（1条、2条）	・設定の登録により発生（14条） ・実用新案登録出願の日から10年（15条）	・クリーニングワイパー（花王） （※過去の事例であり、現在は権利無し）
意 匠 法 (意 匠 権)	・意匠（物品の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合、建築物の形状等又は画像であって、視覚を通じて美感を起させるもの）（1条、2条）	・設定の登録により発生（20条） ・意匠登録出願の日から25年（21条）	・美容用ローラー（MTG） ・イヤホン（アップル）
商 標 法 (商 標 権)	・商標（人の知覚によって認識するものができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの（標章）であって、業として商品を生産し、証明し、譲渡する者がその商品について使用をするもの等）（1条、2条）	・設定の登録により発生（18条） ・設定の登録の日から10年（19条）※更新可	・バッグ、財布、衣類等の偽ブランド品 ・シアルス等の偽造医薬品
著 作 権 法 (著 作 権)	・著作物（思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの）（1条、2条）	・創作により発生（51条1項） ・原則として著作者の死後70年（51条2項） ・映画の著作物は公表後70年（54条）	・アニメ等のキャラクターグッズ ・海賊版DVD（映画、ドラマ、エクササイズ用等）

	保護客体	権利の発生及び期間	税関の主な差止事例
(著作隣接権)	・実演（著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること。これらに類する行為で、著作物を演じないが芸術的な性質を有するものを含む。） ・レコード（蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したもの。音を専ら影像とともに再生することを目的とするものを除く。） ・放送（公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信） ・有線放送（公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信）（1条、2条）	・実演等を行った時に発生（101条1項） ・実演等が行われた日の属する年の翌年から起算して70年又は50年（101条2項）	・海外頒布用CD
半導体集積回路の回路配置に関する法律 (回路配置利用権)	・回路配置（半導体集積回路における回路素子及びこれらを接続する導線の配置）（1条、2条）	・設定登録により発生（10条1項） ・設定登録の日から10年（10条2項）	・差止事例なし
種 苗 法 (育成者権)	・品種（重要な形質に係る特性の全部又は一部によって他の植物体の集合と区別することができ、かつ、その特性の全部を保持しつつ繁殖させることができる一の植物体の集合）（1条、2条2項）	・品種登録により発生（19条1項） ・品種登録の日から25年、永年性植物については30年（19条2項）	・差止事例なし（※）以下、輸入差止申立てあり ・ぶどう「シャインマスカット」 （国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構） ・みかん「みはや」 （国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構）

不正競争防止法で輸出入が規制されている物品の概要

	内容	物品例
周知表示混同惹起品 (第2条第1項第1号)	需要者の間で知られている他人の商品等表示（ <u>周知表示</u> ）と同一又は類似の表示を使用して、他人の商品と混同させるもの	・大阪の有名料理店の看板と類似した看板（例：有名かに料理店の名物「動くかに看板」と類似した「かに看板」）
著名表示冒用品 (第2条第1項第2号)	需要者に限られず全国的に広く知られている他人の商品等表示（ <u>著名表示</u> ）と同一又は類似のものを勝手に用いて作られたもの（混同の惹起は不要）	・ビタミン剤として著名な商品の商品名と類似の商品名を使用したビタミン剤（例：著名な「アリナミンA25」と類似する商品名の「アリナビック25」）
形態模倣品 (第2条第1項第3号)	特徴のある他人の商品の形態を真似て作られたもの（ラベル等の「表示」は不要）	・形に特徴のある有名な玩具を模倣し同様の形をした玩具（例：「たまごっち」の形態を模倣した「ニュータマゴウォッチ」）
営業秘密侵害品 (第2条第1項第10号)	営業秘密の不正使用により生産されたもの（そのことを知っている者が輸出入する場合に限る）	・不正に取得した製造プロセスに関する技術を使用して、製造された製品（例：新日鉄住金の高機能鋼板（方向性電磁鋼板）の製造プロセスを不正に取得・使用して製造された鋼板）
技術的制限手段無効化装置 (第2条第1項第17号、第18号)	コンテンツを暗号化することにより正当に許諾を受けた者以外の視聴等を制限する手段（アクセスコントロール）等を無効化する機器	・違法ダウンロードソフトによるゲーム機の使用を可能とする装置（例：マジコン） ・コンピューターゲームのデータを編集可能とする装置（例：セーブエディター）

（注）不正競争防止法違反物品については、同法の保護を受けることができる者や物品が明確でない場合が想定されることから、税関における適正な執行を確保するため、差止申立てを行う者は、申立てに係る侵害の事実が疎明するに足りるか等について経済産業大臣の意見又は認定を求め、その意見又は認定の内容が記載された書面を税関長に提出しなければならない